

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表産業労働部の項中

「産業支援課」を

「

イノベーション創造課

」に、「産業創造課」を「新産業育

成課」に、「金融課」を「経営・金融支援課」に改め、同表農林部の項中

「森 全」

「ぶくりに課

」を「森ぶくりに

国植樹祭推進課

課」に改める。

第六条の二行政・デジタル改革課の項第十五号中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に改める。

第七条職員健康支援課の項第三号及び第四号中「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削り、同条税務課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条総務事務センターの項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第八条障害者福祉推進課の項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 高次脳機能障害者支援法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第九条健康長寿課の項第十六号を削る。

第十条産業労働政策課の項第十号中「産業支援課」を「経営・金融支援課」に改め、同条産業支援課の項中「産業支援課」を「イノベーション創造課」に改め、同項中第一号から第五号までを削り、同項第六号中「ベンチャー企業等」を「スター

トアップ等」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、第九号を第四号とし、第十号を削り、第十一号を第五号とし、第十二号から第十五号までを六号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 オープンイノベーションの創出及び促進に関すること。

第十条産業支援課の項中第十六号を第十一号とし、第十七号を削り、同条産業創造課の項中「産業創造課」を「新産業育成課」に改め、同条金融課の項中「金融課」を「経営・金融支援課」に改め、同項中第六号を第十二号とし、第一号から第五号までを六号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第六号までとして次の六号を加える。

一 中小企業の経営革新支援に係る総合的企画及び調整に関すること。

二 中小企業支援法の施行に関すること。

三 中小企業等経営強化法の施行に関すること。

四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に関すること。

五 受託中小企業振興法の施行に関すること。

六 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行（事業継続力強化支援計画に関することに限る。）に関すること。

第十条金融課の項に次の一号を加える。

十三 地域振興センターとの連絡調整（経営支援に係るものに限る。）に関すること。

第十一条森づくり課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 埼玉県県産木材利用促進条例の施行に関すること。

第十一条全国植樹祭推進課の項を削る。

第十三条公園スタジアム課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹の庶務に関すること。

第十三条建築安全課の項第十号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「除却」を「除却等」に、「容積率」を「容積率等」に改め、同条住宅課の項第十四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第十八条第一項第一号中「自動車税環境性能割、自動車税（種別割）」を「自動車税」に改め、同項第三号中「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改め、同条第三項第一号中「自動車税環境性能割等」を「軽油引取税等」に改め、「自動車税環境性能割、軽自動車税の環境性能割」を削り、同項第二号中「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改め、同項第三号中「自動車税環境性能割等及び自動車税

(種別割)」を「軽油引取税等及び自動車税」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「自動車税環境性能割等及び自動車税(種別割)」を「軽油引取税等及び自動車税」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第三十条第五号中「産業支援課」を「イノベーション創造課」に改める。

第三十七条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊谷市	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡(東秩父村を除く。)、児玉郡、大里郡
埼玉県川越家畜保健衛生所	川越市	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡

第五十三条の二第二項の表中「さいたま市」を「熊谷市」に改める。

第五十三条の四を次のように改める。

第五十三条の四 削除

埼玉県飯能県土整備事務所
埼玉県東松山県土整備事務所
埼玉県秩父県土整備事務所
埼玉県熊谷県土整備事務所
埼玉県本庄県土整備事務所

第二百二十条の表県土整備事務所名の欄中

「鶴ヶ島市」に改める。

を

埼玉県飯能県土整備事務所 埼玉県東松山県土整備事務所 埼玉県秩父県土整備事務所	埼玉県本庄県土整備事務所 埼玉県熊谷県土整備事務所
---	------------------------------

に改める。

第三百三十一条の十四第二項の表埼玉県川越建築安全センターの項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改める。

第三百三十一条の十五第一項第六号中「受理」を「受理等」に改める。

第三百三十八条中「部を」を「部又は室を」に改め、同条の表局名の項中「部名」

を「部又は室名」に改め、同表医療局の項中

看護部

を

看護部	医療安全管理室
-----	---------

に改める。

第四百四十九条中「第三十五条」を「第三十五条第二項」に改める。

第七十三条第一項の表中「春日部夢の森公園」の下に「越谷公園」を加える。

第八十六条中「埼玉県食肉衛生検査センター北部支所」を削る。

第八十七条の表埼玉県公益法人認定等審議会の項職務の欄中「おいて」の下に「読み替えて」を、「答申等」の下に「及び公益信託に関する法律第三十八条において読み替えて準用する同法第三十四条第一項の規定による知事の諮問に対する答申等」を加え、同項庶務担当の課等名の欄中「公益法人」の下に「又は公益信託」を加える。

第八十八条第三項の表企画財政部の項中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に改め、同表都市整備部の項を次のように改める。

都市整備部	産業基盤対策	上司の命を受け、特定の地域の産業基盤づくりに関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を
幹		

	大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹	指揮監督するとともに、上司を助け、職員の間担任する事務を監督し、事務を整理する。
	大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹	上司の命を受け、大宮スーパー・ボールパークの整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の間担任する事務を監督し、事務を整理する。

第百八十八条第三項の表災害対策課の項の次に次のように加える。

みどり自然課	野生鳥獣対策幹	上司の命を受け、野生鳥獣の保護及び管理に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の間担任する事務を監督し、事務を整理する。
--------	---------	--

第百八十八条第四項第七号中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹

第百九十二条第一項の表局の項中「局長」の下に「（埼玉県総合リハビリテーションセンター医療局にあつては副病院長）」を加え、同表埼玉県環境科学国際センターの項の次に次のように加える。

埼玉県総合リハビリテーションセンター	病院長	上司の命を受け、事務局及び医療局の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
--------------------	-----	--

第百九十二条第三項の表地域機関の項中「にあつては副センター長及び病院長」を削り、同表埼玉県総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

埼玉県総合リハビリテーションセンター	副部長	部長を助け、職員の間担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。
--------------------	-----	---

技師長	副技師長	看護師長
上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う事務のうち、高度の知識、経験等を必要とする特に困難なものに従事する。	上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士又は言語聴覚士の行う事務のうち、相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の表、第五十三条の二第二項の表及び第五十三条の四の改正規定は、同年九月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

産業労働部産業支援課	産業労働部イノベーション創造課
産業労働部産業創造課	産業労働部新産業育成課
産業労働部金融課	産業労働部経営・金融支援課